

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	(名称) 掛川市長 久保田崇 (氏名又は名称)		(所在地) 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1 (住所又は所在地)					備考							
	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	現況 樹種	現況 林齢	面積 ha	地目	小班		林班	地番	所在				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)			経営管理権の開始期		経営管理権の存続期間(終期)(B)		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して甲に支払われべき金銭(D)の額の算定方法		乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法				
52	掛川市倉真	7210			0.0423	山林	い51-0	106		2022.4.1	経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日まで。 (2032.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、掛川市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回以上実施する。 ・人工林：間伐 ・広葉樹林：除伐 ・竹林：間伐又は除去 立木の伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 また、気象害及び病虫害被害の確認のため、年1回程度の林道等から目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して甲に支払われべき金銭(D)の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対しては行金銭の支払いがない。	経営管理権設定区域は別添図面の通り。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
52	掛川市倉真	7210	106	い51-0	山林	0.0423	サ	67	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワープランニング株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住所 氏名



乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
13	掛川市倉真	7163	106	い11-0	山林	0.0171	スギ・ヒノキ	69	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
14	掛川市倉真	7164	106	い11-0	山林	0.0280	スギ・ヒノキ	69	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住所 氏名

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集-2 倉真	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の所有者(甲)	掛川市長	久保田崇	掛川市長	久保田崇	静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1	(住所又は所在地)							
40	掛川市倉真	7194	106	い38-0	山林	0.0621	現況 樹種	現況 林齢	71	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権 の始期	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
										経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。	2022.4.1	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、掛川市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施業を1回以上実施する。 ・人工林：間伐 ・広葉樹林：除伐 ・竹林：間伐又は除去 立木の伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 また、気象害及び病虫獣害の確認のため、年1回程度の林道等から目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙から甲に対しては行わない。 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権の設定は行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
40	掛川市倉裏	7194	106	い38-0	山林	0.0621	ナナ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグループ株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 氏名



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 氏名



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)									
	集-2 倉真	掛川市長	久保田崇	掛川市長 (氏名又は名称)	静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1 (住所又は所在地)									
	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
6	掛川市倉真	7153	106	い7-0	山林	0.0294	栎75%	71	2022.4.1	経営管理権を設定した 日を含む年度 の初日から 起算して10 年を経過す る日まで。 (2032.3.31)	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、掛川市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回以 上実施する。 ・人工林：間伐 ・広葉樹林：除伐 ・竹林：間伐又は除去 立木の伐採は林分・林地の 状態を把握したうえで、生 物多様性及び山腹崩壊等の 災害リスクに配慮し実施す るものとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、年1回程度 の林道等から目視による巡 視を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結 果生じた木材の販売による収益は乙のもの とし、乙が経営管理を行うために要した経 費は乙が負担する。	乙から甲に対して 金銭の支払いを行 わない。	経営管 理権設 定区域 は別添 図面の とおり。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 氏 名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 氏 名



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)

番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
11	掛川市倉真	7158	106	い10-0	山林	0.0208	スギノキ	70	静岡県葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグループ株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 氏 名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 氏 名 ██████████



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
27	掛川市倉裏	7176	106	い21-0	山林	0.0264	スギ・ヒノキ	68	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワープランニング株式会社 静岡支社	地役権	別紙		

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 氏 名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 氏 名



乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考	
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
10	掛川市倉真	7157	106	い9-0	山林	0.0201	ヒノキ	68	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙		
11	掛川市倉真	7158	106	い10-0	山林	0.0208	スギヒノキ	70	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙		

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 (同上) 氏 名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所 氏 名





乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
36	掛川市倉真	7191	106	い37-0	山林	0.0363	杉*	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
41	掛川市倉真	7195	106	い40-0	山林	0.0390	杉*ヒキ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
42	掛川市倉真	7196	106	い40-0	山林	0.0390	杉*ヒキ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
43	掛川市倉真	7197	106	い40-0	山林	0.0092	杉*ヒキ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
44	掛川市倉真	7198	106	い40-0	山林	0.0442	杉*ヒキ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
45	掛川市倉真	7199	106	い41-0	山林	0.0489	ヒキ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 氏 名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 氏 名

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)										
	集-2 倉真	掛川市長	久保田崇	掛川市長 (氏名又は名称)	静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1 (住所又は所在地)										
30	掛川市倉真	7179	106	い25-0	山林	0.0383	現況 樹種	現況 林齢	2022.4.1	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
												乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、掛川市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施業を1回以上実施する。 ・人工林：間伐 ・広葉樹林：除伐 ・竹林：間伐又は除去 立木の伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施する。 また、気象害及び病虫獣害の確認のため、年1回程度の林道等から目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対しては行金銭の支払いをしない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 氏 名 掛川市長 久保田崇

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 氏 名



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)			備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
26	掛川市倉裏	7175-1	106	い33-0	山林	0.2043	サトウ	69	静岡県葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社・静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 氏 名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 氏 名



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
23	掛川市倉真	7172	106	い18-0	山林	0.0122	スギ・ヒノキ	60	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグループ株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
25	掛川市倉真	7174	106	い20-0	山林	0.0214	スギ・ヒノキ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグループ株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 氏 名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 氏 名





乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
12	掛川市倉真	7159	106	い10-0	山林	0.1084	イナヒク	70	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
19	掛川市倉真	7169	106	い16-0	山林	0.0271	イナヒク	70	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
20	掛川市倉真	7170-1	106	い16-0	山林	0.0429	イナヒク	70	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
21	掛川市倉真	7170-2	106	い10-0	山林	0.0013	イナヒク	70	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 氏 名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 氏 名



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
15	掛川市倉裏	7165-1	106	v\12-0	山林	0.0267	杉*	69	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 氏 名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 氏 名



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)									
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
22	掛川市倉真	7171-1	106	い18-0	山林	0.1452	サトウ	60	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグループ株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
24	掛川市倉真	7173-1	106	い20-0	山林	0.1330	サトウ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグループ株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

掛川市長 久保田崇

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

氏名

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集-2 倉真	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		経営管理権の 内容 (C)		経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権 の始期	乙が経営管理権 の設定を受ける森林 (A)	備考	
		掛川市長 久保田崇	掛川市長 久保田崇	掛川市長 久保田崇	久保田崇	氏名又は名称	氏名又は名称					氏名又は名称
35	掛川市倉真	7190-3	106	106	山林	0.0257	現況 樹種	71	現況 林齢	71	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
36	掛川市倉真	7191	106	106	山林	0.0363	現況 樹種	71	現況 林齢	71	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
41	掛川市倉真	7195	106	106	山林	0.0390	現況 樹種	71	現況 林齢	71	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
42	掛川市倉真	7196	106	106	山林	0.0390	現況 樹種	71	現況 林齢	71	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
43	掛川市倉真	7197	106	106	山林	0.0092	現況 樹種	71	現況 林齢	71	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
44	掛川市倉真	7198	106	106	山林	0.0442	現況 樹種	71	現況 林齢	71	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
45	掛川市倉真	7199	106	106	山林	0.0489	現況 樹種	71	現況 林齢	71	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
36	掛川市倉真	7191	106	い37-0	山林	0.0363	スギ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
41	掛川市倉真	7195	106	い40-0	山林	0.0390	スギ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
42	掛川市倉真	7196	106	い40-0	山林	0.0390	スギ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
43	掛川市倉真	7197	106	い40-0	山林	0.0092	スギ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
44	掛川市倉真	7198	106	い40-0	山林	0.0442	スギ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
45	掛川市倉真	7199	106	い41-0	山林	0.0489	ヒキ	71	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 氏名





乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				
番号	在所	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
2	掛川市倉真	7140	105	は93-0	山林	0.0588	ブナ クヌ	72	静岡県葵区本通二丁目4番地の1	中部電カパワーグループ株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
55	掛川市倉真	7218-1	106	い60-1	山林	0.0043	スギ	50	静岡県葵区本通二丁目4番地の1	中部電カパワーグループ株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 氏名 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考	
56	掛川市倉真	7220	ろ1-0	山林	0.0925	スギ	60	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワープランニング株式会社 静岡支社	地役権	別紙		

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 氏名



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	在所	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
47	掛川市倉真	7201-1	106	い46-0	山林	0.0228	スギヒタ	51	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中京電カパワーツグループ株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 氏名

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集-2 倉真	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		面積 ha	地目	小班	林班	地番	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)		経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
		掛川市長 久保田崇 (氏名又は名称)	掛川市長 久保田崇 (名称)						経営管理権の始期	現況 樹種					
5	掛川市倉真	7152	山林	0.0257	山林	14-0	106	7152	山林	60	経営管理権を設定した日を含む年度の初日から起算して10年を経過する日まで。 (2032.3.31)	乙は、森林の多面的機能を生かせるため、掛川市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施業を1回以上実施する。 ・人工林：間伐 ・広葉樹林：除伐 ・竹林：間伐又は除去 立木の伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多样性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 また、気象害及び病虫害管理の確認のため、年1回程度の林道等から目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙から甲に対しては行金銭の支払いはない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。	
									山林	71					
7	掛川市倉真	7154	山林	0.0264	山林	17-0	106	7154	山林	71					
8	掛川市倉真	7155	山林	0.0241	山林	18-0	106	7155	山林	71					
9	掛川市倉真	7156-1	山林	0.0687	山林	18-1	106	7156-1	山林	46					
49	掛川市倉真	7202-1	山林	0.2491	山林	143-0	106	7202-1	山林	47					
50	掛川市倉真	7203-1	山林	0.0432	山林	145-0	106	7203-1	山林	47					

(所在地)  
静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1  
(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
9	掛川市倉真	7156-1	106	1\8-1	山林	0.0687	スギヒキ	46	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワープラント株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
49	掛川市倉真	7202-1	106	1\43-0	山林	0.2491	スギヒキ	47	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワープラント株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
50	掛川市倉真	7203-1	106	1\45-0	山林	0.0432	スギ	47	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワープラント株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 氏名





乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
47	掛川市倉真	7201-1	106	い46-0	山林	0.0228	スギヒキ	51	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙		

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 氏名



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
37	掛川市倉真	7192-1	106	い36-0	山林	0.6753	スギ・ヒノ	51	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	
39	掛川市倉真	7193-1	106	い36-0	山林	0.0123	スギ・ヒノ	51	静岡市葵区本通二丁目4番地の1	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	地役権	別紙	

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 氏名 掛川市長 久保田崇  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 氏名

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 同 意 書

森林経営管理法第4条に基づく以下の経営管理権集積計画について、経営管理権を設定する森林所有者以外の権原者として同意します。

### 記

1. 整理番号 集一2 倉真
2. 対象森林等の地番 掛川市倉真7140番地 外33筆 別添一覧表のとおり
3. 権原の種類 地役権
4. その他 対象地番において森林整備を実施する場合は、着手2ヶ月前までに地役権者に連絡し調整を行うこと。

なお、別添一覧表にある「集積計画は締結しないが森林整備を実施する予定の地番」において、集積計画に記載する「経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容」と同等の森林整備を行うことについても同意します。

令和4年 3 月 23 日

所在 静岡市葵区本通二丁目4番地の1

権限者 名称 中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社

氏名 支社長 中村佳津宏



別添

経営管理権集積計画（集一2 倉真）地役権設定地番 一覧表

森林の所在	森林の所在	森林の所在
掛川市倉真 7140	掛川市倉真 7173-1	掛川市倉真 7199
掛川市倉真 <u>7151-1</u>	掛川市倉真 7174	掛川市倉真 7201-1
掛川市倉真 <u>7151-2</u>	掛川市倉真 7175-1	掛川市倉真 7202-1
掛川市倉真 7156-1	掛川市倉真 7176	掛川市倉真 7203-1
掛川市倉真 7157	掛川市倉真 7185	掛川市倉真 7210
掛川市倉真 7158	掛川市倉真 <u>7186</u>	掛川市倉真 <u>7211</u>
掛川市倉真 7159	掛川市倉真 <u>7187-1</u>	掛川市倉真 <u>7212</u>
掛川市倉真 7163	掛川市倉真 7191	掛川市倉真 7214-1
掛川市倉真 7164	掛川市倉真 7192-1	掛川市倉真 7214-2
掛川市倉真 7165-1	掛川市倉真 7193-1	掛川市倉真 <u>7215-1</u>
掛川市倉真 7169	掛川市倉真 7194	掛川市倉真 7218-1
掛川市倉真 7170-1	掛川市倉真 7195	掛川市倉真 <u>7219-1</u>
掛川市倉真 7170-2	掛川市倉真 7196	掛川市倉真 7220
掛川市倉真 7171-1	掛川市倉真 7197	掛川市倉真 <u>7222</u>
掛川市倉真 7172	掛川市倉真 7198	

経営管理権集積計画上の地役権設定 計 34 筆

参考： 掛川市倉真 ○○○○（下棒線あり地番）

=集積計画は締結しないが森林整備を実施する予定の地番 計9筆